

# 業務速報

## 申第19号「京都駅におけるスロープ落下による負傷事故に関する緊急申し入れ申し入れ」に対して会社は組合と団体交渉をせずに窓口で回答!

12月5日付、京都駅において、のぞみ38号（J 4編成）4号車で旅客が介助スタッフにより車椅子で降車した後、車椅子介助者が降車する際、車椅子用スロープの固定フックが外れスロープがホーム下に落下するという事象が発生しました。車椅子介助者は、このスロープの落下に伴い列車とホームの間に転落し負傷した。この事象は安全確立に反する重大なインシデントであり、再発防止の観点から本部は12月23日付で申第19号「京都駅におけるスロープ落下による負傷事故に関する緊急申し入れ」たものです。団体交渉開催を申し入れましたが、2月16日、本社は「団体交渉開催事項ではない」のみの主張を繰り返して、対立を確認しつつ窓口で回答となりました。会社回答と議論内容は以下の通りです。

### 《申第19号の前段でのやり取り会社》

組合：組合としては安全に関することなので、団体交渉を開催して協議する事項であると考えます。

会社：申第19号の内容は労働協約第39条の付議事項に該当しないため、団体交渉は開催しない。

組合：繰り返される車椅子スロープに関する事故は、過去も協約団交も含めて労使で協議してきたが、またもや事故が発生した。会社としてそれでいいのか。

会社：付議事項に当たらないが、窓口で申に対する回答は行う。

組合：会社が団体交渉開催を拒否したことを確認する。対立を確認する。

### 《本部からの申第19号と会社回答》

1. 負傷事故の詳細を明らかにすること。

**【回答】**

・介助担当者は4号車大阪方側引戸に渡り板所定通り設置し、その状態を確認後に車椅子ご利用のお客様の降車介助を行った。

・続けて、付添のお客様が降車する際、お手持ちのキャリーケースが渡り板に接触し、所定の設置の設置状態ではなくなった。その結果、付添のお客様が渡り板に足を置いた際、渡り板がホームに落下し、付添のお客様が転倒された。

・介助担当者は手動車いすのお客様の降車介助後、ホーム上で車椅子の転倒防止を行い渡り板撤去のため振り返ると、付添のお客様が転倒している状態であった。

・その状態を認めた介助担当者が列車防護SWを、パーサーが非常ブザーを取り扱った。

・転倒された付添のお客様に怪我の状況を確認すると、右大腿部の打撲及び擦り傷があったが、ご自身で病院に行くとのことで旅行を継続された。

2. 事故の原因及び再発防止対策を具体的に明らかにすること。

**【回答】**

・事故の原因は、キャリーケースが接触したことで渡り板が所定の設置状態ではなくなり、その状態で付添のお客様が利用された結果、渡り板が外れたものと推定される。なお、渡り板自体に異常は認められていない。

・対策として、渡り板の利用は車いす利用に限定し、渡り板使用後は可能な限り速やかに撤去するほか、状況に応じて、お待ちのお客様の安全を考慮したお声掛けを実施することを教育した。

3. 今回の負傷事故に関し、車いす介助スタッフ及び担当乗務員との連携が必要と考える。会社の考えを明らかにすること。

**【回答】**

・本事象の経過は上述のとおりであり、車いす介助スタッフおよび担当乗務員の連携不足が原因で生じたものではない。車いすの乗降を担当する介助スタッフがお客様にお声かけする対応で問題ないと考えている。

4. この間、再三に亘り「フックの掛かりが浅く外れやすい」とスロープの改善を求めてきたが、スロープがホーム下に落下する事故が後を絶たない。早急にスロープの改善が必要である。会社の考えを明らかにすること。

**【回答】**

・設置環境に応じて、渡り板を設置した際にフックの掛かりが浅くなることは承知しているが、車体側とホーム側の接地面で過重を支える設計であり、正しい使い方をする事で安全上の問題は発生しないと聞いている。

・フックによる保持は補助的なものであり、渡り板本体にずれや浮きがない

いことを確認して使用されたい。

5. 車いす及び視覚障害者の新幹線乗降時、担当乗務員の介助マニュアルがあると考える。マニュアルの全てを明らかにすること

**【回答】**

・個別の業務マニュアルや取扱いについてこの場で議論する考えはないが、関係する社員に対しては周知・教育を適切に行っている。

## 《申第19号に関するやりとり》

組合：繰り返されるスロープに起因する事故は、外れてしまうスロープの構造が問題と考える。

会社：会社としてこのスロープがベストとは考えておらず、よりよく安全に乗降できるスロープに改善したいと考えている。

組合：作業マニュアルはどうなっているのか。

会社：車内はパーサーが担当し、スロープを使用し車外・車内への担当は介助スタッフとなっている。

組合：作業区分を分けるのではなく、声かけも含めて、相互の連携が必要と考える。

組合：今回はお客様がケガをされている。

会社：車いす介助のお客様がケガをされた。今回はキャリーケースがスロープ引っかかったことが原因である。

組合：原因がどうあれスロープが外れることが問題である。お客様自ら病院に行き旅行を継続されたかいいと言うことでない。ケガをされているのだから社会問題化する。会社は真摯に受け止めてスロープを改良せよ。

会社：今のスロープがいいとは思っていない。

組合：スロープを使用する介助スタッフが外れないようにスロープに手を添えて苦勞していると聞く。だから、会社は担当する介助スタッフに意見を十分に聞き、外れないスロープを作れ。

以 上